

公事上聴 釈文

史料1 天保十二年公事上聴 事務方の準備

1

天保十二年七月

於吹上公事裁許可被遊

御聴旨被仰出候に付、取計の事

A 老中からの達し

天保十二年七月八日、水野越前守殿御直、寺社奉行

稲葉丹後守、町奉行遠山左衛門尉、御勘定奉行佐橋長門守へ

御口達有之候覚

来月上旬、於吹上公事裁許可被遊

御聴旨被仰出候、公事銘書付早々可差出候

B 北町奉行から南町奉行へ連絡

天保十二年七月九日、為持遣す、下げ札付

同日挨拶

御相談書

左近将監殿

遠山左衛門尉

来月上旬、於吹上公事裁許可被遊

御聴候に付、先例等取調候処、早速与力

の内、取扱懸申付、右掛りの者引續

2

當日も御場所へ罷出候趣に付、去る文政八

酉年の通、与力六人取扱掛、明後十一日

可申渡と存候、貴様方にて同様可被

仰渡候哉、此段御打合申候

札ケ下

下げ札

御書面の趣致承知候、御同様明後

十一日可申渡と存候、依之及御挨拶候

七月九日

左近将監

C 牢屋奉行の取計方

丑七月十日差出、掛りへ達

於吹上公事

上聴有之候節、囚獄取計の儀、申上候書付

石出帯刀

近々於吹上公事

上聴有之旨被仰出候に付、其節牢舎

の者御呼出有之候得ば、取計方左の通

御座候

3

一 囚人小手附候俣にて、駕籠に乗せ、本人

足にて御月番御役所へ差出申候、尤

刻限は前日御達有之候

一 附添候同心、袴羽織着用、囚人舌人に

式人宛の積差出申候

一 囚人駕籠より出候場所は、當日御組

出役より差圖請、取計申候、縄取本人足

式人は始終附置申候

一 囚人食事は握飯に致し、縄取に為

持申候、組同心弁當の儀も懐中

為致申候、且敷物の儀は、用意不致

於御場所薄縁御貸被下置候

一 附参候同心、御組出役より差圖請、囚人并

繩取共差配仕、御鷹御門より繰入差置候  
場所、是又差圖請申候

一 入牢并出牢者有之候節は、仮御證文  
差遣候

一 囚人往来の儀、竹橋御門へ御役所より  
御断有之候

上聴有之候節は、別段不奉伺、前条の趣

4

一通申上候、且私組同心へ赤飯被下候儀も

有之、又は焼飯被下候儀も御座候、組

同心出役の者、名前并人足人数等は

前日に申上候、且又御當日の惣公事

銘写耆冊、前日御達被下候、依之申上候、以上

丑七月 石出帯刀

D 佐橋長門守よりの達し

丑七月十三日 佐橋長門守より受取之

三奉行へ

公事裁許

御聴の節、吟味物の内、論所・出入など分り兼候

類は相除候様可被致候事

但公事の内、女犯僧にても不苦候間、差出

候様可被致候事

5

E 南北年番方からの伺書

丑七月十六日、用人赤間丈右衛門を以差出す、同十九日附札を以  
御下げに付、出役并向方年番へ達す

御前公事に付、勤方并心得等の儀奉伺候書付

両年番

来月上旬、於吹上

御前公事有之候段被仰出候に付、十七年

以前、文政八酉年四月の振合を以取調、左の

通奉伺候

一 先達而

御前公事の節、公事帳を評定所にて不残

出来仕候、此度も評定所にて出来仕候儀と奉存候

附札 書面の通に候

一 出役与力双方拾貳人、同心三拾六人罷出、与力は

御白洲詰・綴込共打込相勤、同心貳拾人は

御白洲詰、拾人は繰込出役、貳人は物書、四人は

御使御用と相分け相勤申候、且又与力衣服

一統継肩衣相用、股立取不申、同心は羽織

袴にて股立取、与力同心共に脇差帯之、絵図面

の通、御白洲詰相勤、御吟味手間取候はゞ、御尋中

6

にても代り答申候、此度も書面の通相心得可申  
候哉

但与力同心共、先格の通、御白洲内はきもの

相用不申候積、相心得罷在候

附札 書面可為伺の通候

一 公事人の先へ与力耆人罷立、公事人左右へ

与力耆人つゝ、同心耆人つゝ、後口に同心耆人にて挟み

罷在、与力は訴答差出方の儀差配仕、訴訟

人は上の方、相手は下の方へ差出、三御奉行衆

御掛りの分、三段に分け差出、且公事人共訴返

又は證拠物差出候節は、詰合候先立の与力

受取、留役中御縁側へ罷出候節、中腰に

相成差出、帳面其外嵩み候品は御薄縁へ膝を  
突差出候様、酉年の節相伺候処、其通被仰渡候、  
此度も右の通り相心得可申哉

但本文の通相心得罷在候処、酉年には

松平和泉守殿より御沙汰有之、御再席もの  
のみに付、訴返證拠物共差出候儀無御座候  
此度初対決の分御座候はゞ、右の通相心得  
可申哉

7

附札 文政八酉年の通可被心得候

御場所出来、御内見分の節、御勘定奉行衆御支  
配向御組与力同心共、酉年の通罷出度奉存候  
其砌、訴答のもの差出候場所へ目印杭為御  
打被下候様申上候処、仕来の儀に付、御當朝猶御場所  
において御差圖可有御座旨被仰渡候間、此度右振  
合に仕度奉存候

但右杭九本、小普請方より差出候様、小普請  
奉行衆へ御達御座候様仕度奉存候

附札 於御場所不及差圖候、尤但書の趣小普請奉行へ

可談置候

一 御老中方御首座前往返仕候共

御簾近に付、中礼は不仕心得に御座候

附札 酉年の通可被相心得候

一 先年は於御白洲、公事人共聲高に申争等仕候ても  
与力罷立、鎮り候様申付候には不及旨被仰渡候由  
書留有之候、此度も右の通相心得可申候哉

8

同 酉年の通可被心得候

一 牢舎のもの、御白洲へ出候節は、縛り候俣にて、同心  
吉人縄取致し罷出、小手を解候様御差圖被成  
候節、小手を解、右縄を帯へからみ附候上、跡へ  
引罷在、御尋相済罷立候節は解候俣にて御幕  
外へ差出候旨、酉年の節も相伺申候、然る處  
寛政十一未年五月公事  
上聴の節、伺の上、平生御役所にて白洲へ差出  
候通、最初より小手を解差出候様被仰渡候旨  
書留有之候、酉年にも伺書は前書の通に候得共  
御當日は小手を解、差出候間、此度も其通相心得  
不申候哉

附札 書面の通可被相心得候、尤寺社奉行衆、御

勘定奉行へも心得のため可相達置候

中略

右の通奉候候、以上

丑七月

東條 八太夫	佐久間 彦太夫
中崙 嘉右衛門	仁杉五郎左衛門
松浦 栄之助	安藤源五左衛門